

## 福岡県がん対策よか取り組み事業所知事表彰要領

### (趣旨)

第1条 本県においては、がんの早期発見・早期治療によるがん死亡数の減少並びにがんになっても自分らしく生き活きと働き、安心して暮らせる社会の構築を目指して、がん検診の受診率の向上並びにがんの治療と仕事の両立支援に取り組んでおり、「福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業」(以下「本事業」という。)の事業所登録を推進している。

本事業の登録事業所(以下「登録事業所」という。)は、従業員及びその家族に対しがん検診の受診を促進するため、がん検診の重要性の理解やがん検診を受診しやすい環境づくりに取り組み、また、がんに罹患した従業員が治療を続けながら働くことができる職場環境づくりに取り組んでいることから、その取り組みを表彰し、広く周知することにより、他の事業所における取り組みの活性化を図り、全国に比べて低いがん検診受診率の向上によるがん死亡数の減少並びにがんの治療を続けながら働くことができる環境を整備することを目的とする。

### (表彰部門)

第2条 表彰は次に掲げる部門ごとに行う。

2 本事業の開始から10年目となる令和3年度に限っては、10周年特別表彰部門を加えるものとする。

- (1) がん検診推進部門
- (2) がんの治療と仕事の両立推進部門

### (表彰の対象)

第3条 登録事業所であって、次に掲げる部門ごとに、当該各号のいずれにも該当するものを表彰の対象とする。

- (1) がん検診推進部門
  - ア がん検診推進に効果的な取り組みを行っていること。
  - イ 登録事業所の従業員における胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診の受診率が、80パーセントをいずれも超えていること。ただし、従業員が5名以下の事業所については100パーセントであること。
  - ウ 過去に、福岡県がん対策よか取り組み事業所知事表彰を受賞していないこと。
- (2) がんの治療と仕事の両立推進部門
  - ア がんの治療と仕事の両立推進に効果的な取り組みを行っていること。
  - イ 過去に、福岡県がん対策よか取り組み事業所知事表彰を受賞していないこと。
- (3) 10周年特別表彰部門
  - ア 事業初年度(平成24年度)に登録を行っていること。

イ がん検診受診状況等報告書を平成25年度以降毎年継続して提出していること。

ウ がん検診の受診率（胃がん、肺がん、大腸がんの平均）が平成24年度と令和2年度を比較し、向上していること。

（選考委員会）

第4条 選考委員会の構成は、次のとおりとする。

- （1）保健医療介護部長
- （2）保健医療介護部次長
- （3）保健医療介護部医監
- （4）がん感染症疾病対策課長

2 選考委員会の委員長は保健医療介護部長とし、選考委員会は委員長が招集し主催する。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

4 委員長が不在のときは、保健医療介護部次長が委員長の職務を代理する。

（被表彰事業所の選考及び決定）

第5条 選考委員会において、第6条に定める審査基準に従い、被表彰事業所を選考し、福岡県がん対策推進協議会の意見を踏まえて決定する。

2 選考及び決定においては、県内を福岡、北九州、筑後、筑豊の4つの地域に区分し、地域毎に選考を行う。

3 選考及び決定においては、必要に応じ、登録事業所に対し追加の報告を求める。

（審査基準）

第6条 前条に規定する審査は、部門ごとに、当該各号に定める基準を総合的に勘案して行う。

（1）がん検診推進部門

ア がん検診の重要性の理解を促進する取り組みを行っていること。

イ がん検診を受診しやすい環境づくりの取り組みを行っていること。

ウ その他、がん検診の受診率向上に繋がる効果的な取り組みを行っていること。

エ 他の事業所の参考になる取り組みを行っていること。

（2）がんの治療と仕事の両立推進部門

ア がんの治療と仕事の両立の理解を促進する取り組みを行っていること。

イ がんの治療と仕事の両立をしやすい環境づくりの措置を行っていること。

ウ 他の事業所の参考になる取り組みを行っていること。

（3）10周年特別表彰部門

- ア 過去3年間、がん検診の重要性の理解を促進する取り組みを行っていること。
- イ 過去3年間、がん検診を受診しやすい環境づくりの取り組みを行っていること。
- ウ 過去3年間、その他、がん検診の受診率向上につながる効果的な取り組みを行っていること。
- エ 過去3年間、他の事業所の参考になる取り組みを行っていること。

(表彰方法)

第7条 「福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業」実施要綱第8条の規定により開催する「がん対策推進大会」において、登録事業所を表彰する。

(表彰の公表)

第8条 被表彰事業所の取り組みは、取り組み事例紹介として、福岡県ホームページ等を通じて広く公表する。

(表彰の事務)

第9条 表彰に関する事務は、保健医療介護部がん感染症疾病対策課において行う。

(その他)

第10条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は平成28年8月1日から施行する。

この要領は平成29年8月4日から施行する。

この要領は平成30年8月1日から施行する。

この要領は令和3年6月10日から施行する。